

平成 19 年 12 月 14 日

各 位

本店所在地 東京都港区東新橋二丁目 4 番 1 号
会 社 名 株式会社 T & C ホールディングス
代表者名 代表取締役 田中茂樹
(コード番号 3832)
問合せ先 社長室長 笠屋雅義
(TEL. 03-5425-7013)

内部統制システム構築の基本方針に関する決議のお知らせ

当社は本日の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に関して、下記の通り決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

内部統制システム構築の基本方針

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社は、企業の存続と持続的な成長を確保するためにコンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識に立ち、行動指針を定め役職員全員への周知徹底を図っていきます。
 - (2) 当社及びグループ各社は、全役職員に対し定期的にコンプライアンス研修会を実施し、法令と社会規範遵守についての教育・啓蒙を実施していきます。
 - (3) 法令及び定款等に適合していることを確認するため、コンプライアンス室を設置し、定期的な監督・監査、及び適時な監督・監査を行っていきます。
 - (4) 「公益通報者保護規程」を設け、法令上疑義のある行為等についての情報収集に努めていきます。
 - (5) 取締役は、取締役会及び日常業務を通じて、他の取締役及び使用人の業務執行の監督を行っていきます。
 - (6) 取締役による職務の執行が法令・定款及び社内規程に違反することなく適切に行われているかをチェックするため、監査役が取締役会に出席するとともに監査役会の定めた監査方針に基づき業務執行の監査を実施していきます。
 - (7) 取締役の適正な職務執行を図るため社外監査役を 2 名以上置き、公正な監査を確保します。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 株主総会、取締役会、その他重要な会議の議事録、稟議書、並びにこれらの関連資料を法令及び規程に従い作成し、担当部署を設置し適切に保存・管理を行っていきます。
 - (2) 経営及び業務執行にかかわる重要な情報、決定事項、社内通達などは、所管部署で作成し、適切に保存・管理していきます。
 - (3) 取締役、監査役、会計監査人およびコンプライアンス担当者から要請があった場合には、速やかに当該書類を閲覧に供することとします。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、経営環境、自然災害等、当社の経営ならびにステークホルダーに重要な影響を及ぼす恐れのある様々なリスクにつき、取締役会において定期的に討議するとともに、「危機管理規程」等を制定・見直していくことでリスク低減に努めていきます。
- (2) 各部署においては、マニュアル・ガイドライン等を整備し、種々の教育活動を通して会社のリスク低減に努めていきます。
- (3) 当社は、発生したリスクに関しては、適法、適切、かつ迅速に対処していきます。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、取締役会規程に基づき、定時取締役会を原則として毎月 1 回開催するとともに、臨時取締役会を必要に応じて開催していきます。
- (2) 取締役会は事業活動の報告を受ける中で、経営の意思決定、職務執行の監督管理状況の把握を行っていきます。その際には、十分かつ適切な情報が提供されるよう努めていきます。
- (3) 取締役会は経営計画を策定し、代表取締役は、その実現のために常勤取締役及び役職員の具体的業務活動を統括していきます。
- (4) 取締役会は、規程の見直しや業務特性に応じた組織のスリム化等を行い、取締役及び役職者の職務権限と職務分掌を明確にして、職務執行の効率化を図るとともに、IT の適切な利用を通じて業務の改善に努めていきます。

5. 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、持株会社制を採用しており、当社の取締役が、取締役会を通じてグループ全体の重要事項の決定及び事業会社を含む主たる子会社の業務執行の監督を行っていきます。
- (2) 当社は、「関係会社管理規程」を定め子会社取締役から適時報告を受けるとともに、日常的な意思疎通を図ることで適正な事業運営を行っていきます。
- (3) 監査役、およびコンプライアンス担当者は、グループ全体の内部統制の有効性について監査を行っていきます。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役の必要に応じて職務を補助するための使用人を置くこととし、当該使用人は、監査役の指揮命令に従うものとし、当該使用人の人事、異動、人事評価、懲戒処分等については監査役と意見交換し決定することとします。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 監査役は、定時取締役会及び必要に応じ随時開催される臨時取締役会、その他重要な意思決定会議に出席し、取締役及び使用人から重要事項の報告を受けることとします。
- (2) 取締役は、法定の事項以外にも取締役の不法行為、法令・定款違反等重要な事項については、速やかに監査役に報告を行うこととします。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は監査が実効的に行われることを確保するため、監査役会において他の監査役と意見交換を行うとともに、代表取締役、取締役その他経営の重要な執行を担う者、コンプライアンス担当者および会計監査人との意見交換を定期的に行っていきます。また、その機会を確保できるように代表取締役はその体制を整備していきます。
- (2) 社外監査役には、法律・会計等の専門家を起用できる体制を確保するとともに、監査役が外部の弁護士、公認会計士に直接相談する機会を確保します。

以上